

宇和島市水道局低入札価格調査制度実施要領

平成 23 年 2 月 1 日

水道局告示第 1 号

改正 平成 24 年 9 月 27 日水道局告示第 2 号

平成 26 年 1 月 21 日水道局告示第 1 号

平成 26 年 4 月 14 日水道局告示第 4 号

平成 28 年 4 月 1 日水道局告示第 7 号

平成 30 年 3 月 5 日水道局告示第 2 号

令和元年 10 月 1 日水道局告示第 2 号

令和 2 年 3 月 23 日水道局告示第 1 号

令和 4 年 4 月 1 日水道局告示第 5 号

(目的)

第 1 条 この要領は、水道局が発注する建設工事において地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 10 第 1 項(施行令第 167 条の 13 により準用する場合を含む。)の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを判断するために実施する調査(以下「低入札価格調査」という。)を行う場合の基準等を定めることを目的とする。

(対象工事)

第 2 条 低入札価格調査の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、予定価格が 5,000 万円以上のものとする。ただし、市長が特に必要と認めた工事は、この限りでない。

(調査基準価格の設定)

第 3 条 契約担当者は、低入札価格調査を行う場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を、別表第 1 に掲げるところにより設定する。ただし、市長が特に必要と認めた工事は、この限りでない。

(入札参加者への周知)

第 4 条 この要領を適用するときは、入札者に対して適宜の方法により周知し、前条の規定により算定した調査基準価格は入札後に公表する。

(入札の執行)

第5条 対象工事に係る入札において開札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は入札参加者に対して落札決定についての保留を宣言し、入札を終了するものとする。

（失格判断基準の適用）

第5条の2 調査基準価格を下回る者が、入札時に提出した工事費内訳書記載の各費目の金額のうちいずれかが、別表第2に掲げる失格判断基準に該当する場合は、第8条に規定する調査資料の提出を求めることなく、当該入札を失格とする。ただし、市長が特に適用外と認めた工事は、事前に入札者に対して適宜の方法により周知した上で適用しないことができる。

（入札結果の報告）

第6条 調査基準価格を下回った者のうち、前条の規定による失格判断基準に該当しない者（以下「低入札者」という。）がある場合は、入札執行者は直ちに宇和島市水道局競争参加資格審査会（以下「審査会」という。）の委員長及び宇和島市水道局低入札調査委員会（以下「調査会」という。）の委員長に、入札結果を報告しなければならない。

（詳細調査の実施）

第7条 前条に規定する報告を受け、調査会の委員長は、次条及び第9条に規定する手続きにより、低入札者と契約するか否かを決定するため、事情聴取等による調査（以下「詳細調査」という。）を実施するものとする。

2 詳細調査は、調査会の委員長が委員及び必要な職員を指名し行うものとする。

（詳細調査の具体的実施方法）

第8条 調査会の委員長は、低入札者全員に対し、次項に定める詳細調査のための資料（以下「調査資料」という。）を、通知日の翌日から起算して3日（宇和島市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定する休日を含まない。）以内に提出を求めるものとし、期限までに提出しない者又は詳細調査を辞退する旨の申出があった者については、当該入札者がした入札を失格とする。

2 詳細調査は、調査資料を提出した低入札者のうち最低価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による工事にあつては、最高の評価値をもって入札をした者。以下「調査対象者」という。）に対し、次に掲げる内容について、事情聴取及び関係機関への照会等をもって行うものとする。ただし、調査対象者が2者以上あるときは、くじにより詳細調査を行う順位を決定するものとする。

（1）入札価格の内訳（詳細）

（2）その価格により入札した理由

（3）契約対象工事付近及び関連する工事における手持ち工事の状況

- (4) 契約対象工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
 - (5) 手持ち資材の状況
 - (6) 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係
 - (7) 手持ち機械数の状況
 - (8) 労務者の具体的供給見通し
 - (9) 過去２年間に施工した公共工事名及び発注者
 - (10) 経営状況（保証会社等への照会）
 - (11) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等）
 - (12) 第１次下請の予定業者名及び予定下請金額
 - (13) その他詳細調査に関し必要な事項
- （落札者の決定）

第９条 調査会の委員長は、速やかに調査会を招集し詳細調査の内容をもとに、次に定めるところにより取扱いを決定するとともに、審査会の委員長に結果を報告する。

- (1) 詳細調査の結果、調査対象者の申込みに係る価格により、契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、当該調査対象者を落札者（事後審査型一般競争入札により落札者を決定する場合にあっては、落札候補者。以下同じ。）と決定する。
- (2) 詳細調査の結果、調査対象者の申込みに係る価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合には、当該調査対象者の入札を失格とし、予定価格の制限の範囲内で入札したその他の者のうち最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による工事にあつては、最高の評価値をもって入札をした者。以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。この場合において、次順位者が低入札者であった場合には、次順位者を調査対象者とし、前条第２項から本条までの手続を行う。

２ 審査会の委員長は、前項の決定に疑義がある場合は、直ちに審査会を招集し、決定内容について審査を行う。

（落札結果通知）

第１０条 前条の規定により落札者が決定された場合においては、落札者に対しては落札者と決定した旨を、調査の結果失格となった者に対しては落札者としらない旨を、及びその他の入札者に対してはその結果を、それぞれ通知するものとする。

（契約等に係る措置）

第１１条 第９条の規定により決定された落札者が低入札者である場合にあつては、当該落札者に対して、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 契約保証金は、請負代金額に 10 分の 3 を乗じて得た額以上とする。
- (2) 前金払は、請負代金額の 10 分の 2 に相当する額以内とする。
- (3) 中間前金払は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額以内とする。

(雑則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 この要領の施行に関し必要な事項について、宇和島市低入札価格調査制度実施要領（平成 22 年告示第 9 号）に運用又は基準等の定めがあるときは、本要領にこれを準用する。この場合において「宇和島市」は「水道局」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 27 日水道局告示第 2 号）

この要領は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 21 日水道局告示第 1 号）

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇和島市水道局低入札価格調査制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

(調査基準価格の算定等の特例)

- 3 この要領の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に契約締結を行う案件のうち、予定価格の算定に当たり消費税(地方消費税を含む。)の率を 8 パーセントで算定しているものについては、別表中「1.05」とあるのは「1.08」と読み替えて適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 14 日水道局告示第 4 号）

この要領は、告示の日から施行し、改正後の宇和島市水道局低入札価格調査制度実施要領の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日水道局告示第 7 号）

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇和島市水道局低入札価格調査制度実施要領の規定は、この要領の施行日の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った

工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 5 日水道局告示第 2 号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇和島市水道局低入札価格調査制度実施要領の規定は、この要領の施行日の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 10 月 1 日水道局告示第 2 号）

（施行期日）

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日水道局告示第 1 号）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇和島市水道局低入札価格調査制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日告示第 5 号）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇和島市水道局低入札価格調査制度実施要領の規定は、令和 4 年 6 月 1 日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	調査基準価格	備考
土木工事 水道施設工事	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.1$	計算式により算出した額が予定価格に 7.5/10 を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に 7.5/10 を乗じて得た額を調査基準価格とする。
建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）	$\{\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\} \times 1.1$	

注 調査基準価格については、費目ごとに所定の率を乗じたもの（円未満切捨て）の合計に 1.1 を乗じた額（円未満切捨て）とする。

別表第 2（第 5 条の 2 関係）

費目	失格判断基準
直接工事費	設計金額における直接工事費の 90%未満
共通仮設費	設計金額における共通仮設費の 80%未満
現場管理費	設計金額における現場管理費の 80%未満
一般管理費	設計金額における一般管理費の 30%未満

注 1 この基準に該当する場合であっても、低価格となった合理的な根拠があると認められるときは、適用外とすることがある。

注 2 費目ごとに所定の率を乗じ、円未満は切捨てとする。

注 3 市長が特に適用外と認めた工事は、事前に入札者に対して適宜の方法により周知した上でこの基準を適用しないことができる。